

入札説明書

この入札説明書は、購入物件に係る入札の執行及び契約の締結について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年1月23日（木）

2 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

① 皮膚良性色素性疾患治療レーザー装置 1式

(2) 購入物品の内容等

別添仕様書及び売買契約書（案）のとおり。

(3) 購入に係る条件等

購入物品に係る次の費用は、当該契約の相手方が負担すること。

ア 輸送費、保険料、関税等設置場所へ搬入するまでに要する一切の費用

イ 搬入設置（既設機器の撤去廃棄等含む）から正常に稼動するまでに必用な一切の費用

ウ 設置までに製品の型式等の変更があった場合は、協議のうえ同等以上の製品で入札時における製品の仕様とより近い製品を納入するものとする。

(4) 納入期限

① 令和7年3月31日（月）

(5) 購入物品の設置場所

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院

3 担当部局

〒309-1793

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院

（入札手続関係） ① 事務局経理課 大森

（購入物品の仕様関係） ① 皮膚科 斎藤

電話 0296-77-1121

FAX 0296-77-2886

メールアドレス k-oomori@chubyoin.pref.ibaraki.jp

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規

定に該当しない者であること。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この説明書に示した調達物品の規格（仕様）に適合した購入物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

5 入札参加資格等の確認

- (1) 参加者又はその代理人は、本件購入物品契約の履行能力についての経済上及び技術上の要件について、茨城県立中央病院の関係職員から説明を求められた際には、当該参加者の負担において関係職員に説明をしなければならない。
- (2) 参加者又はその代理人は、本件購入物品に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な書類として次に掲げる書類を、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）に添えて、令和7年1月30日（木）までに、当該参加者の負担において1部提出しなければならない。
 - ア 物品の内容（機器構成、製品名、型番等）を記した書類（機器購入一覧表）
 - イ 物品の別添「仕様書」との適合性の証明書等（応札仕様書）
 - ウ 物品の保守会社等保守体制が整備されていることを証明する書類（保守体制一覧表）
 - エ 物品のカタログ（購入物品に係る全てのカタログ）
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
 - カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1項から第3号に規定するものでないことを証する書類（誓約書）
- (3) 提出先
3の担当部局に同じ。
- (4) 入札参加確認通知書
入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加確認通知書を発行する。
なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和7年2月6日（木）午後3時から

- (2) 場 所 茨城県立中央病院 本館大会議室
- (3) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までに3の担当部局にその旨を連絡すること。
- (4) 入札会場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (5) 参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することができない。
- (6) 参加者又はその代理人は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札会場を退場する事はできない。
- (7) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。
- ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程（以下「会計規程」という。）第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

- ア 入札金額は、購入物品の総額を記載すること。
- イ ①の入札書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、提出すること。
- ウ 提出は持参によるものとし、郵送、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- エ ①の落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。
なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。
- カ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（様式第2号）を提出すること。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記載がない又は記載した事項が明らかでない入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 指定の日時までに提出されなかった入札
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず3の担当部局へ持参又は郵便により開札日時までに到着するよう辞退届（様式任意）を提出するものとする。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。

13 契約書作成の要否

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項及び支払条件

別紙「売買契約書（案）」のとおり。

15 その他

- (1) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 受注者の事由により期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。
- (4) 入札等のため、院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。